

修繕一般仕様書

- 1 本修繕は、設計図書、本仕様書等により遂行すること。
- 2 本修繕の遂行に当たっては、関係法令及び仕様書の各条項を忠実に守り、本市の業務に支障を来たさないよう配慮しなければならない。
- 3 受注者は、従事者に対し使用者として法律に規定されたすべての業務と責任を負わなければならない。
- 4 本修繕に関して監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。
- 5 受注者は、本修繕内容の指示と確認、調整を行うために、修繕全体を総括的に指揮する責任者を選任し、発注者にその氏名を書面で通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。責任者は、現場における一切の事項を処理するものとする。また、本修繕の遂行に当たり、条例、契約書、本仕様書及び関係法令等を十分に把握するとともに、従事者に対する修繕内容及び監督員の指示事項の周知徹底と、安全対策、環境対策、利用者に対する対応等の指導及び教育を行い、本修繕が適正に遂行されるように管理及び監督に努めるものとする。
- 6 受注者は、本修繕の遂行に当たり、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 本修繕に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
 - (2) 発注者の指示がある場合を除き、修繕に係る内容をすべて複写又は複製してはならない。
 - (3) 本修繕に関して発注者からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。
 - (4) 本修繕に従事する場合は、常に事故防止に努めること。
 - (5) 修繕箇所以外の破損、汚れ等を見つけた場合、速やかに監督員に報告すること。
 - (6) 修繕の実施に際して不慮の事故が発生した場合は、適切な処理を行うとともに、速やかに報告するものとする。
 - (7) 公共施設内での喫煙は禁止する。
 - (8) 修繕を終了したときは、受注者の責任において試運転及び調整を行い、完了検査を受けること。
 - (9) 受注者は修繕終了後速やかに、施工前、施工中、施工後の写真を各1枚以上添付した報告書を完了届とともに監督員に提出すること。報告書及び写真の作成経費は全て受託者の負担とする。

7 受注者は、本修繕を遂行するための根幹となる計画書を、次の各号に掲げるもののほか必要となる事項を記載し、契約締結後速やかに監督員に提出しなければならない。ただし、監督員からその内容について補足を求められた場合には、追記し承諾を得るものとする。

- (1) 計画工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 安全管理
- (4) 緊急時の連絡体制及び対応
- (5) 着手届

8 本修繕の遂行中、受注者の過失により駐車場設備等に損傷を与えた場合は、速やかに適切な処置を取り発注者に連絡するとともに、受注者の責任において原状に復するものとする。

9 受注者は、本修繕の実施に当たり機器及び第三者に損害を与えた場合は、発注者に起因する場合を除き、その損害を負担するものとする。

10 本修繕に使用する材料は、品質の良好なものを使用し、消耗品、材料、油脂類等及び工具類については、全て受注者の負担とする。

11 本仕様書及び特記仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は修繕作業上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

12 設計図書、本仕様書等に指示のないものについては、双方協議の上で決定するものとする。

<自家用電気工作物修繕リスト>

No.	機器名	略称	設置 台数	更新推奨時期 超過年数
1	高圧受電用断路器	DS	1	20
2	高圧コンデンサ用高圧真空開閉器	VS (VCS)	2	15
3	高圧機器用高圧負荷開閉器 (変圧器用・コンデンサ用、 電力ヒューズ付き)	LBS	6 (各3)	15
4	高圧主遮断器	CB (VCB)	1	20
5	変圧器 (単相 100kVA/75kVA、三相 300kVA)	T	3 (各1)	20
6	コンデンサ	(S) C	3	15
7	直列 (高圧) リアクトル	(S) R	3	15
8	計器用変圧器	VT/CT	4 (各2)	15

※ 全 24 台 / 1998 年に設置